

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年8月30日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件

2. GIIグレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	その他	排水側溝設置作業に従事した作業員が、体調不良を訴え発電所内の健康管理室で診察を受けたところ熱中症と診断された。その後、点滴を受け体調回復(不休)。	GIII以下

3. GIIIグレード 8件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	2号機	復水器連続洗浄装置ボール回収器(A号機)の点検時、出口系統ドレン配管サポートにおいて腐食を確認した。当該サポートを修理。	
2	2号機	タービン補機冷却海水系ポンプ吐出ヘッダ圧力変換器の検出元弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
3	4号機	電解鉄イオン注入系電解槽出口から各熱交換器までの配管に詰まりを確認した。当該配管を点検・清掃。	
4	5号機	ディーゼル駆動消火ポンプのカップリング側軸受の水切りつばに位置ずれを確認した。当該水切りつばを点検・修理。	
5	5号機	電動駆動原子炉給水ポンプ油タンク(A)上蓋から油のにじみを確認した。当該上蓋を点検・修理。	
6	5号機	電動駆動原子炉給水ポンプ油タンク(B)上蓋から油のにじみを確認した。当該上蓋を点検・修理。	
7	7号機	タービン建屋天井クレーンの点検時、横行装置(電動機-減速機間)用踏板フレームにおいて取付部の折損を確認した。当該フレームを修理。	
8	7号機	タービン建屋天井クレーンの点検時、横行レール継ぎ目の隙間が許容値を超えていることを確認した。当該レールを修理。	
-	6号機	タービン建屋屋上及びサービス建屋通路における雨水排水配管の腐食を確認した。当該配管を点検・修理。 【平成24年11月7日審議によりグレード変更:排水機能に影響のないことを確認 GIII→その他】	